

広島県告示第九百三十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定によつて、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和二年九月一日

庄島縣知事 湯嶋英彦

江の川上流		太田川		森林計画区名	
生田川	三篠川	可愛川	太田川下流	小瀬川上流	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所
安芸高田市（向原町を除く。）	広島市（安佐北区「白木町に限る。」に限る。）	山県郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津、大塚、有田、有間、石井谷、今田、後藏迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中山、春木、本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原を除く。）	廿日市市（玖島、永原、峠、友田、津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖に限る。）	廿日市市（佐伯区「湯来町及び杉並台に限る。」に限る。）及び廿日市市（吉和に限る。）	広島市（佐伯区「湯来町及び杉並台に限る。」に限る。）及び廿日市市（吉和に限る。）
六二一・七一	三〇〇・六六	四八一・七一	一四二一・一四	三三三一・三三一	六八一・三三一



二 土砂流出防備保安林

太田川 広島市（東区「馬木一丁目から馬木九  
丁目まで、馬木町、上温品一丁目から  
上温品四丁目まで、温品一丁目から温  
品八丁目まで、温品町、福田一丁目か  
ら福田八丁目まで及び福田町に限る。  
）及び安芸区に限る。）、安芸郡府中  
町、同郡海田町、同郡熊野町及び同郡  
坂町

佐伯	吉和																								
廿日市市（玖島、永原、峠、友田、飯山、中河道及び栗栖に限る。）	廿日市市（吉和に限る。）	廿日市市（佐伯区（湯来町及び杉並台に限る。）を除く。）	廿日市市（宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで、大野、玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所、山、飯山、中道、栗栖、吉和及び宮島町を除く。）	廿日市市（宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、冲塩屋一丁目から冲塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで、大野、玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所、山、飯山、中道、栗栖、吉和及び宮島町を除く。）	廿日市市（佐伯区（湯来町及び杉並台に限る。）を除く。）	廿日市市（宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、冲塩屋一丁目から冲塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで、大野、玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所、山、飯山、中道、栗栖、吉和及び宮島町を除く。）	廿日市市（佐伯区（湯来町及び杉並台に限る。）を除く。）	廿日市市（宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、冲塩屋一丁目から冲塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで、大野、玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所、山、飯山、中道、栗栖、吉和及び宮島町を除く。）	廿日市市（吉和に限る。）																
一四九・二六	一・八三																								

太田川

一九・二六

二三・〇四

三九・六六

〇・〇八

二〇・一一

一四・四一

四五・四二

五一六・三六

七〇・四九

一四七・八九

六六・九七

大朝	芸北	戸河内	筒賀	加計	坂	熊野	海田	安芸府中	大野
山県郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、篠津及び大塚に限る。）	山県郡北広島町（東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細見、才乙、大利原、南門原、茹屋形、草安、奥原、土橋及び大元に限る。）	山県郡安芸太田町（大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷に限る。）	山県郡安芸太田町（大字上筒賀及び大字中筒賀に限る。）	山県郡安芸太田町（大字穴、大字坪野、大字津浪、大字加計、大字下筒賀、大字下殿河内及び大字観音に限る。）	安芸郡坂町	安芸郡熊野町	安芸郡海田町	安芸郡府中町	廿日市市（宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口上口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで及び大野に限る。）
一一一・五〇	三・五四	三八・七一	一四・四二	六八・〇五	二四・三〇	五三・二一	九・三八	一八・六〇	

瀬戸内																	千代田					
向島	御調	瀬戸田	因島	尾道	久井	本郷	大和	三原	竹原	豊	豊浜	川尻	安浦	蒲刈	下蒲刈	倉橋	音戸	呉	豊平	千代田		
尾道市 (向島町に限る。)	尾道市 (御調町に限る。)	尾道市 (瀬戸田町に限る。)	因島	尾道市 (因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町、御調町及び向島町を除く。 に限る。)	尾道市 (久井町に限る。)	三原市 (本郷町に限る。)	三原市 (大和町に限る。)	三原市 (大和町、本郷町及び久井町を除く。)	竹原市	呉市 (豊町に限る。)	呉市 (豊浜町に限る。)	呉市 (川尻町に限る。)	呉市 (安浦町に限る。)	呉市 (蒲刈町に限る。)	呉市 (下蒲刈町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (倉橋町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (倉橋町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	山県郡北広島町 (今吉田、阿坂、吉木、東、木次、蔵迫、古保利、新氏神、新都志見、戸谷、長篠、西宗、中原、志路原、上石、下石及び海応寺に限る。)	山県郡北広島町 (今吉田、有間、石井谷、今田、後有田、川井、川戸、川西、川本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原に限る。)
一・一二	一二六・一〇	七・〇二	八・一八	一一二・四五	六五・一三	九七・三一	二七三・六三	一七九・〇二	〇・三六	〇・七八	四六・九六	七四・九三	一・二六	二・七二	一・六二	二二六・六八	一一・三〇	二五・二三				

福山	内海	沼隈	神辺	新市	府中	上下	府中市	東広島	黒瀬		福山市 (内海町に限る。)	福山市 (沼隈町に限る。)	福山市 (神辺町に限る。)	福山市 (内海町に除く。)	
二三二一・五五	一五・七四	四〇・九〇	六七・四八	五六・四〇	二六・〇二	四一・七八	府中市 (上下町に限る。)	東広島市 (黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬 春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒 瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三 丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松 ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安 芸津町を除く。)	東広島市 (黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬 春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒 瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三 丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目及び黒瀬 松ヶ丘に限る。)	三三三・三三	六六・三四	三三三・三三	福山市 (内海町に除く。)		
一八一・一八	八・一四	〇・〇四	五・八一	九・六〇	二九・七五	三・九三	四一・四一	江田島市 (江田島町に限る。)	東広島市 (河内町に限る。)	七一・一五	五五・九五	二二・二三	福山市 (沼隈町に限る。)	福山市 (神辺町に限る。)	
世羅郡世羅町 大字伊尾 大字小谷、 西上原、 大字東上原及び 大字別迫に限 る。)	豊田郡大崎上島町 (木江、沖浦及び明 石に限る。)	豊田郡大崎上島町 (東野に限る。)	豊田郡大崎上島町 (中野、原田及び大 崎に限る。)	江田島市 (大柿町に限る。)	江田島市 (沖美町に限る。)	江田島市 (能美町に限る。)	江田島市 (江田島町に限る。)	東広島市 (安芸津町に限る。)	東広島市 (豊栄町に限る。)	東広島市 (河内町に限る。)	一〇六・三九	一一・一二	福山市 (内海町に限る。)	福山市 (内海町に除く。)	
一八一・一八	八・一四	〇・〇四	五・八一	九・六〇	二九・七五	三・九三	四一・四一	江田島市 (江田島町に限る。)	江田島市 (能美町に限る。)	江田島市 (河内町に限る。)	七一・一五	五五・九五	二二・二三	福山市 (沼隈町に限る。)	福山市 (神辺町に限る。)

## 世羅

世羅郡世羅町（大字青水、大字青山、

六九・三四

大字井折、大字賀茂、大字京丸、大字  
黒渕、大字三郎丸、大字重永、大字津  
口、大字寺町、大字田打、大字徳市、  
大字戸張、大字中原、大字西神崎、大  
字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大  
字安田に限る。）世羅郡世羅町（大字小国、大字上津田、  
大字黒川、大字下津田、大字中、大字  
長田、大字山中福田及び大字吉原に限  
る。）

世羅郡世羅町（大字青水、大字青山、

二四・七五

## 三 千害防備保安林

## 世羅西

森林計画区名	瀬戸内	府中市（上下町に限る。）	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所
高梁川上流森林計画区	東広島市（黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、 黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田 が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福 富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。）	九・五〇	三・〇二	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
瀬戸内森林計画区	太田川森林計画区	江の川上流森林計画区	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所

## 四 保健保安林

一七九・六〇	三六〇・二九	二八・〇五	二・九四	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
--------	--------	-------	------	--------------------